
銀行業への異業種参入と銀行の業務範囲規制の緩和

平成12年9月28日

住友銀行常務取締役
奥 正之

《 目 次 》

・ 銀行業への異業種の参入

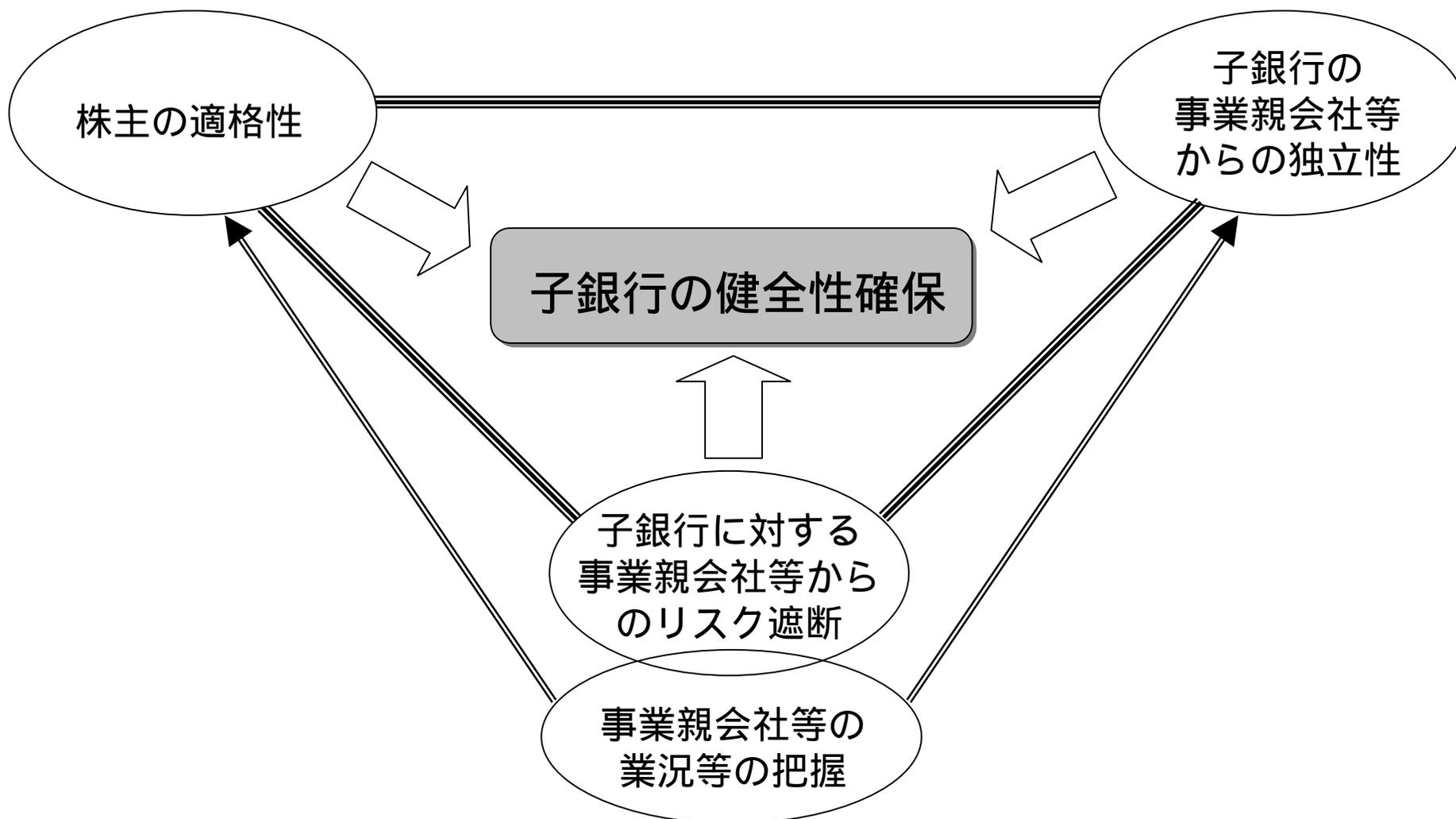
- ・ 一般事業会社等が銀行を保有する際の基本的課題
- ・ 英国における大口出資者に関する適格性の基準

・ 銀行の業務範囲規制の緩和

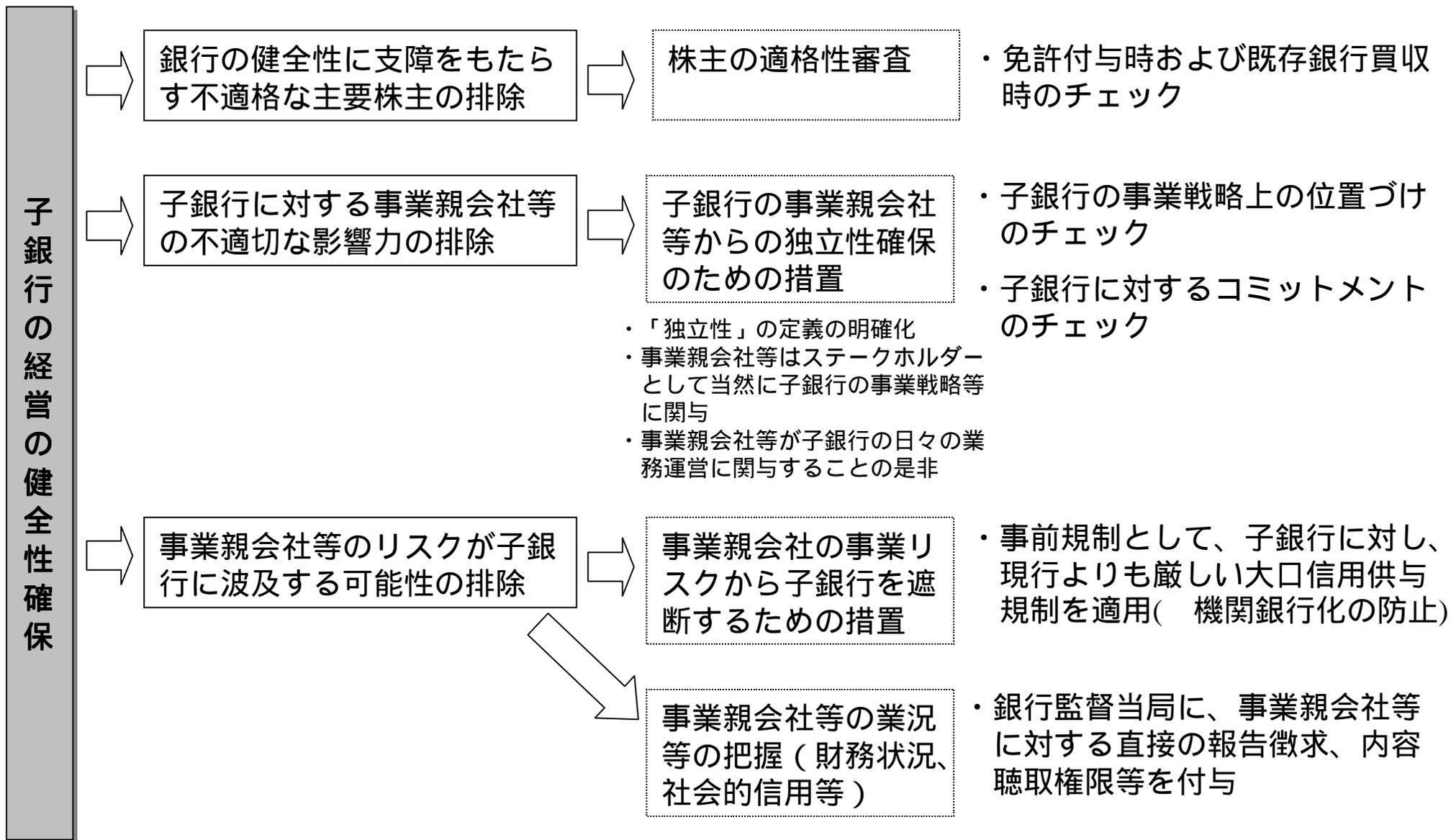
- ・ 銀行を取り巻く環境の変化と業務範囲規制
- ・ 銀行の業務範囲のあり方に対する考え方
- ・ 業態横断的な「金融サービス」
- ・ 「金融サービス」に付随する、より広い業務・サービス
- ・ 「金融サービス」を補足する業務・サービス

一般事業会社等が銀行を保有する際の基本的課題(1)

一般事業会社等が銀行を保有する際の基本的課題は、子銀行の健全性確保。
親会社等による不適切な支配力・影響力行使の防止措置が必要。



一般事業会社等が銀行を保有する際の基本的課題(2)



英国における大口出資者に関する適格性の基準

英国における大口株主等の適格性審査の基準

英国銀行法 第9条第2項（免許申請の認可および却下）

金融サービス庁は、申請者が本法付属規定3に示された基準を満たしていなければ、申請を認可しないことができる。

英国銀行法 付属規定3（申請認可の最低基準）

【第1項】銀行の取締役、上級取締役等（注）、部長級職員、またはこれらの役職に就こうとする者は、当該役職に適格(fit and proper)な者でなければならない

【第2項】当該役職に適格な者であるかを判断するに当たっては、
清廉であること、
当該役職の職責を果たすうえで適切・堅実な判断ができること、
当該役職の職責を果たすうえで勤勉であること、
その者が当該役職に就くことによって預金者の利益が脅かされないこと、
が考慮されなければならない

【第3項】適格な者であるかを判断するに当たっては、その者の商業上・金融上の問題に関する過去の指示や行動に疑義がないか、とりわけ下記に掲げる事実がないかが考慮されなければならない

【第a号】詐欺・脅迫等の不正行為による刑事罰を受けたか

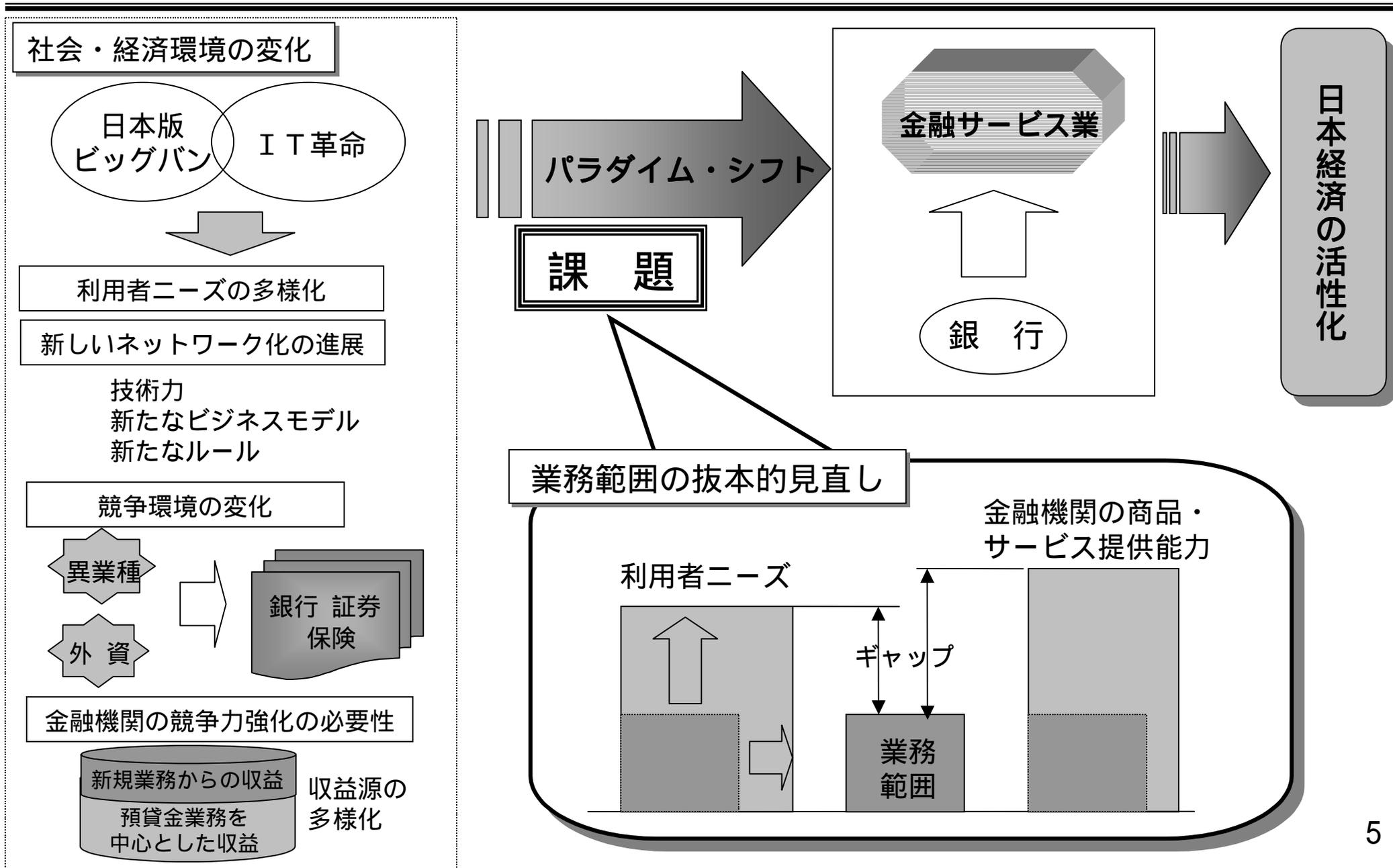
【第b号】銀行業、保険業、投資業、その他金融サービス業、およびこれらに関する企業経営行動に関して行われた不正、不適切行為等に対する金銭的損害、および破産に関する金銭的損害を保護する目的で制定された法律等の条項を犯したか

【第c号】詐欺的、脅迫的、不適切な商業行為に関与したか、あるいはそうした行為がその者に不信用を惹起したか

【第d号】その者の適切・堅実な判断に疑義をもたらす商行為に関与したか

（注）銀行等の10%以上の株式を保有する者は、上級取締役等に該当。

銀行を取り巻く環境の変化と業務範囲規制

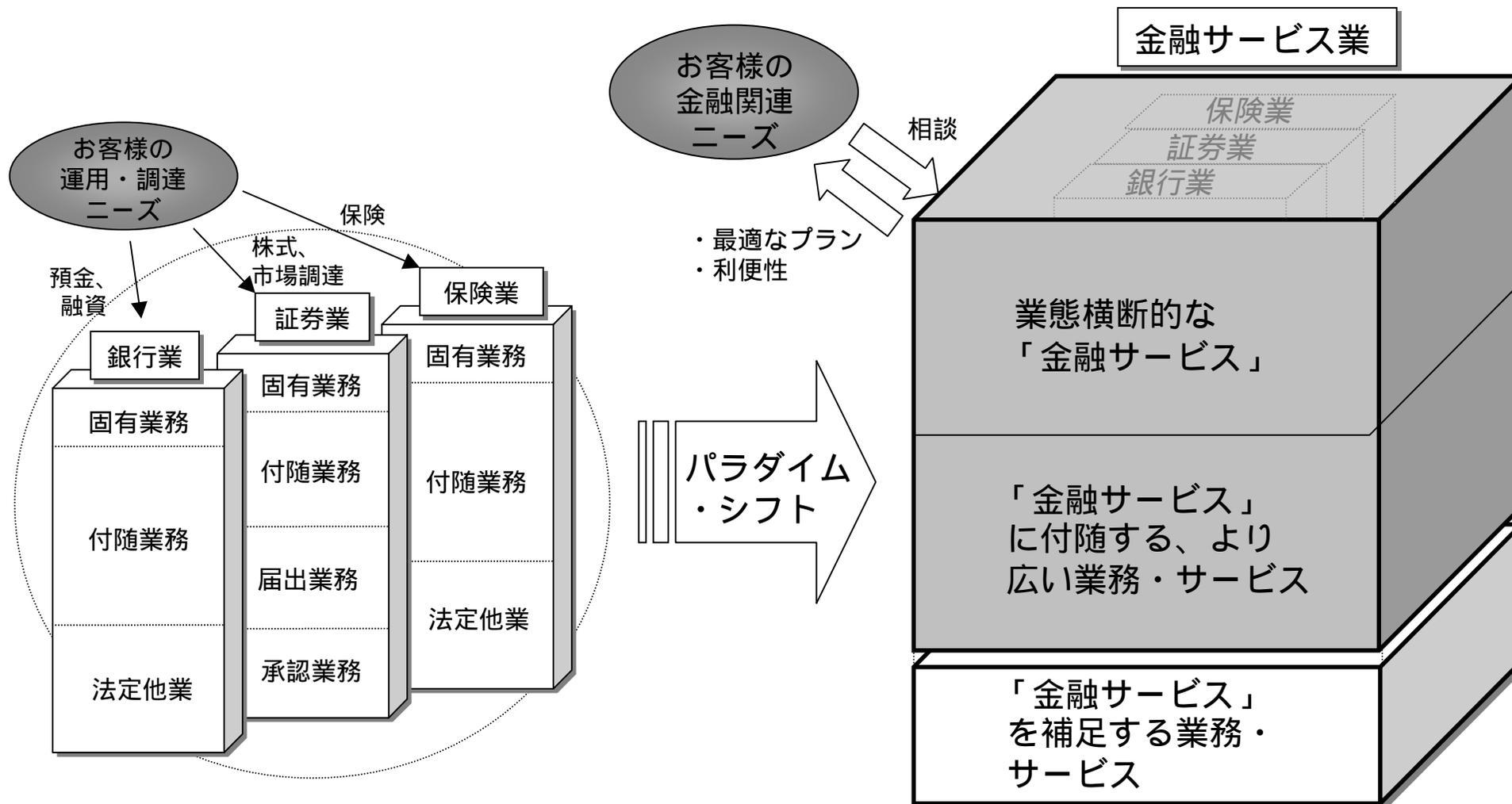


銀行の業務範囲のあり方に対する考え方

銀行の業務範囲のあり方、ベースとなる考え方の変更

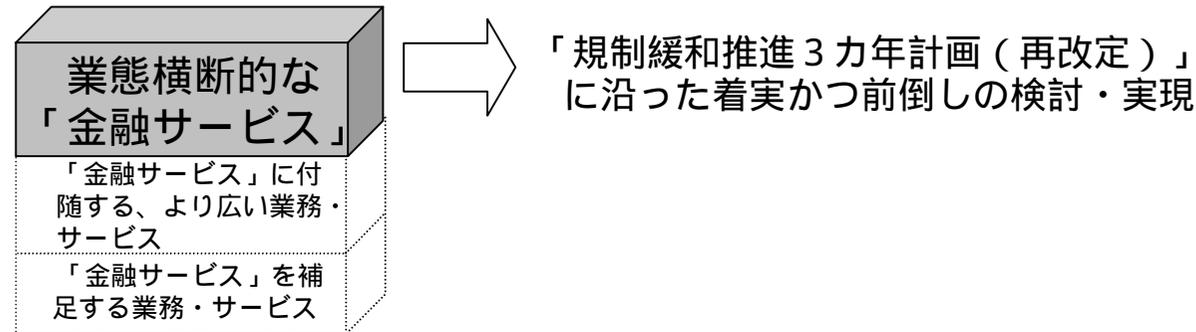
縦割りの業者規制から、利用者の視点に沿った規制への転換

銀行が従事可能な業務について、経営の健全性を損なわない範囲で広く柔軟に認める



業態横断的な「金融サービス」

まずは、「金融サービス」の中で法令によって銀行による従事が認められていないもの等、について早急な見直しが必要



事例：銀行等による保険商品の窓販解禁

< 解禁予定 >

平成13年4月1日

< 販売可能な商品 >

「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る」

- ただし、商品の仕入先に関する制限あり（保険審議会報告<平成9年7月>）

「子会社・兄弟会社である保険会社の商品に限って、住宅ローン関連の信用生命保険と長期火災保険の販売を認めることが適当。ただし、長期火災保険については仕入先を限定しないことも考えられる。」

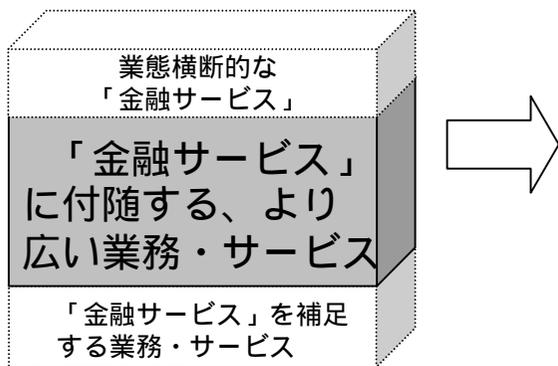
< 必要な見直し >

販売可能な商品の種類、および仕入先を制限することの妥当性

- 保険審報告から3年経過。金融ビッグバン等の事情変化に即したものであるか議論必要。

「金融サービス」に付随するより広い業務・サービス

「金融サービス」に付随する業務・サービスの範囲について、より柔軟に考えていくことが必要



「ノー・アクション・レター」制度の積極活用
 「金融サービス」に付随する業務・サービスの現実に則した柔軟な解釈

事例：米銀のファインダー業務

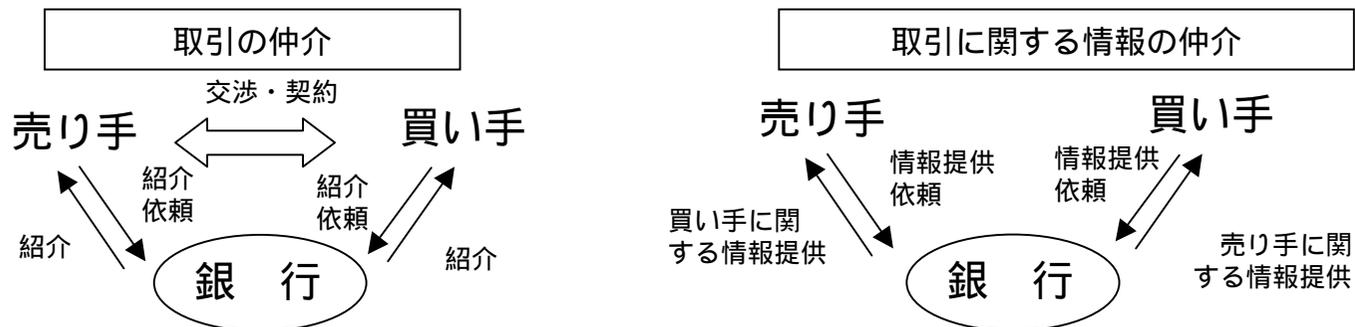
< 銀行の業務範囲における位置づけ >

国法銀行	銀行業務に付随する業務 (incidental to the business of banking)
金融持株会社	金融業務に付随する業務 (incidental to a financial activity)

< 定義 >

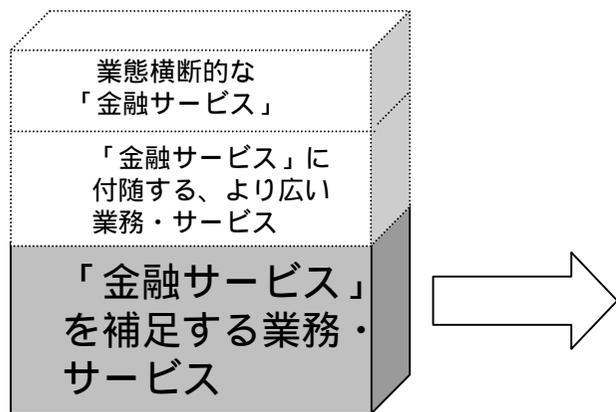
「仲介業務として、潜在的な売り手と買い手の発掘、利害に関する照会、取引場の提供、または売り手と買い手同士が交渉し、契約を締結する取引に導くこと」

< 機能 >



「金融サービス」を補足する業務・サービス

「金融サービス」の範疇を超える業務であっても、金融サービスを補足すると考えられる業務については、「他業禁止規制の趣旨に反しないかどうか」を判断基準として、従事を認めることが必要



<参考：他業禁止規制の趣旨>
 銀行業務への専念による社会的意義と経済機能の発揮
 他業への従事から波及するリスクの回避、等

「ノー・アクション・レター」制度の積極活用
 「金融サービス」を補足する業務・サービスの柔軟な解釈
 判断基準は「他業であること」ではなく、「規制の趣旨に反しないかどうか」

事例：米銀において余剰能力(excess capacity)の活用が認められた事例

業務内容	根拠等
小切手、報告書等の画像イメージ・データの取込み、蓄積、検索システムの外部顧客への貸出 (非金融分野への利用) 【通達】 March 14, 2000 OCC #888	余剰能力は、小切手処理に関連する銀行あるいは顧客のニーズを満たすために誠実に取得したものであり、有益に利用することが可能。 余剰能力は、取込み、蓄積、検索の各システムを最適に運営するために不可欠。 銀行に対する事業リスクが高まるわけではない。
インターネットを通じたホームバンキング・サービスの提供に付随して、銀行の顧客ではない地域住民にもインターネット接続サービスを提供 【通達】 Aug. 19, 1996 OCC #742	地域貢献の評価を得、商品・サービスの宣伝にもつながる 銀行営業地域の非銀行顧客に対するインターネット・サービス提供は、銀行に認められた余剰能力の有効かつ副次的な提供に該当